

第3次会津若松市行政システム改革プラン

平成25年度取組状況一覧

平成26年11月
会津若松市

目 次

概 要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
-----	--------------------------	---

取組の状況

改革の基本的視点

1 参加と協働によるまちづくりの推進	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
--------------------	------------------	---

2 持続可能な運営体制の構築	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
----------------	------------------	---

3 市民サービスの向上と職員のスキルアップ・組織風土改革	・・・・・・・・	16
------------------------------	----------	----

【参 考】

第3次会津若松市行政システム改革プラン体系図	・・・・・・・・	19
------------------------	----------	----

【概要】

1 第3次会津若松市行政システム改革プランについて

(1) プランの位置付け

行政システム改革とは本市が目指すまちづくりを実現するため、行政のスリム化に加え、行政運営の仕組みやルールを改善し、自治体経営の効率性を高めていく取組です。本市では行政システム改革を不断の課題と位置づけ、これまで二次にわたるプランを策定し積極的な取組を行ってまいりました。

第3次会津若松市行政システム改革プランは、これまでの取組や本市を取り巻く状況を踏まえ、第6次会津若松市長期総合計画に掲げるまちづくりのための各種施策を着実に推進するため、市が今後取り組むべき行政システム改革の基本的な考え方や方向性、具体的な取組を明らかにしたもので、具体的な実施にあたっては、市民への説明や理解を求めながら実施するものです。

(2) 改革の基本目標

東日本大震災からの復興・再生は本市の最重要課題であり、着実な取組が必要です。

このため、市民に積極的に情報を提供し、市民意見を充分に取り入れ、地域の力と行政の力を融合させて、共に行動していく仕組みづくりに取り組む必要があります。

また、歳入と歳出の均衡を財政運営の基本として、コスト効率の最大化を図るとともに、選択と集中を徹底し、施策の重点化を図り、行政の役割を明確にしながら、将来の発展につながる行政システムの構築を目指すことが必要です。

さらに、こうした行政システムの土台となるのは職員であり、専門性を高め、高度化・複雑化する行政ニーズに的確に対応できる職員の育成を図るとともに、組織風土の改革にも力を入れていかなければなりません。

こうした認識に立ち、改革を進めるにあたっての目指すべき行政運営の目標を次のとおりとします。

参加と協働による未来につなぐ市政運営

(3) プランの推進機関

プランの推進期間は、平成25年度から第6次会津若松市長期総合計画の最終年度である平成28年度までの4年間とします。

2 第3次会津若松市行政システム改革プランの基本的視点

第3次行政システム改革プランでは、行政運営の目標である「参加と協働による未来につなぐ行政運営」を達成するため、現在、東日本大震災からの復興・再生の途上にあることを踏まえながら、行政運営の基本的な方向として次の3つの視点から改革に取り組むこととしております。

① 参加と協働によるまちづくりの推進

行政運営への市民の積極的な参加を促し、多様な市民の力が発揮できるよう、市政に関する情報の積極的な提供による情報共有化や市民の意見を反映する機会の拡充を推進するとともに、市民協働の仕組みづくりに取り組みます。

また、災害発生時の対応や各種福祉施策の展開などに地域の力が発揮されるよう、地域防災計画の見直しや地域福祉計画の策定を行います。

② 持続可能な運営体制の構築

限られた行政資源の効果的・効率的な配分という観点から、現在行っている事務事業の実施主体の見直しや、歳入確保や歳出抑制を図り、安定的な財政基盤の構築に努めるとともに、公共施設の将来のあり方の検討や、効率的で効果的な行政運営のための改革に取り組めます。また、東日本大震災からの復興・再生や危機管理体制の構築にも取り組みます。

③ 市民サービスの向上と職員のスキルアップ・組織風土改革

市民の視点に立って、市民サービス全般について利便性の向上を図るとともに、職員のスキルアップと組織風土の改革に取り組んでいきます。また、職員研修の実施などにより、職員の防災意識や危機管理意識の啓発などを行っていきます。

3 第3次会津若松市行政システム改革プランの対象事業

進行管理の対象は、プランに定める72の取組項目に関連する具体的事業89件としました。

4 進行管理

(1) 推進体制

改革を着実に推進していくために、改革の進行管理や達成度について検証を行いながら、市長を本部長とする「会津若松市行政システム改革本部」を推進母体として、縦割りの弊害をなくし、組織横断的に全庁体制により推進を図ります。

(2) 進行管理の方法

実効性のある進行管理を図る観点から、①取組項目毎にプラン推進全期間における具体的な年度毎計画（P）の策定、②取組の推進（D）を踏まえての現状認識（C）、③現状認識を踏まえての課題抽出とその課題の解決に向けた次年度対応（A）の一連のサイクルにより、所管課による年度毎の自己管理を行うとともに、行革本部及び行革推進会議への報告・協議結果を踏まえた「評価」を経て、適宜年度毎計画等の修正を行います。

【本プランに関するお問い合わせ】

会津若松市 企画政策部 企画調整課
〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号
電話 0242-39-1285 FAX 0242-39-1400

改革の基本的視点	1 参加と協働によるまちづくりの推進
<p>行政運営への市民の積極的な参加を促し、多様な市民の力が発揮できるよう、市政に関する情報の積極的な提供による情報共有化や市民の意見を反映する機会の拡充を推進するとともに市民協働の仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>また、災害発生時の対応や各種福祉施策の展開などに地域の力が発揮されるよう、地域防災計画の見直しや地域福祉計画の策定を行います。</p>	

改革の方向	(1) 市民参加のまちづくりの推進
<p>行政運営の基本理念や基本原則を盛り込んだ自治基本条例制定に向けた検討をするとともに、地域の課題解決などを図るため市民の皆さんが参加する場や仕組みを検討します。</p>	

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた今後の方向性	長計の施策No.					
					平成25年度	平成26年度	平成27年度								
①自治基本条例の検討	1	自治基本条例の検討	市民協働によるまちづくりを推進するため、市民の気運の高まりのもとに十分に議論を深めながら、自治基本条例の制定について検討します。	企画調整課	地域の身近な課題から自らのまちの自治のあり方について考える「まちづくり市民学習会」を開催し、広く住民自治意識の啓発を図るとともに、今後、本市のまちづくりを推進していくための一定のルールとして「自治基本条例」の必要性について検討する。	まちづくり市民学習会での議論をベースに、その昇華により住民自治に関心を有する市民等の新たな参画により「まちづくり市民会議」を設置し、住民自治によるまちづくりを推進していくための一定のルールである自治基本条例の必要性に係る議論や内容についての具体的な検討を行う。	26年度における議論の状況を踏まえ、市民等の意識啓発や意見の広聴を図りながら「自治基本条例」の制定について検討する。	地方分権や少子高齢化、人口減少、市民ニーズの多様化等、本市を取り巻く環境を踏まえ、市民、行政等のまちづくりの各主体がそれぞれの役割を認識し共有しながら、市民参画や各主体の協働によるまちづくりへの方向性を一にするためのルールの必要性について、一部の関心を有する市民に認識され始めている現状にある。 そうした状況を踏まえ、住民自治によるまちづくりに関心を有する公募の市民等で構成する「まちづくり市民会議」を設置し、条例のあり方等について具体的に検討していくこととしたところであり、参画した市民等がいかに主体性を持ってルールとしての条例について考え、創り上げていけるかが課題となっている。	「まちづくり市民会議」において、条例の必要性等に係る議論を十分に深めていきながら、条例のあり方に係る市民会議としての考え方を明確にしていくとともに、広く全市に及ぶルールとしての条例の性質を踏まえ、市民を対象とした説明会や懇談会等を通じて市民会議の活動を周知し理解を頂きながら取り組んでいく。	7-2-1-4					
					②住民自治によるまちづくりの仕組みづくりの検討	2	「地域づくり委員会」の設置	市民生活全般にわたり協議、検討する場を設け、身近な地域における課題の解決をはじめとする地域の支援機能等について検討を行います。	北会津支所まちづくり推進課	地域の身近な課題解決や協働のまちづくりの実現に向けて、「北会津地域づくり委員会」を設置する。 ○ワークショップ形式による地域の課題解決に向けての話し合い ○実践事業の実施 ○課題解決に向けての支援策（実践事業採択方針や選定基準等）の検討 ○成果報告会の開催 など	○地域づくり委員会の開催・地域の課題解決等に向けた話し合い ・公募による実践活動事業の審査等 ○地域づくり委員会発意による実践事業の実施 ○公募による実践活動事業への支援 ○成果報告会の開催 など	○地域づくり委員会の開催 ・地域の課題解決等に向けた話し合い ・公募による実践活動事業の審査等 ○地域づくり委員会発意による実践事業の実施 ○公募による実践活動事業への支援 ○成果報告会の開催 など	地域の身近な問題解決に向けて、行政と地域が協働し一体となって取り組む組織「北会津地域づくり委員会」を設立し、地域の魅力や課題・問題点のワークショップを開催し、課題解決に向けた実践事業の取り組み等を行った。 事業の認知不足による参加者の少なさや市民協働の取組への理解が不十分ではあったが、活動の中で徐々にではあるが改善してきている。	住民の積極的な参画への対応や、地域活動として協働を考えていくため、地域の課題解決に向けた取組等の検討と実践事業を展開していくとともに、地域への周知や情報発信、委員会運営のあり方など検証を行いながら事業展開していく。	6-3-2-1
									河東支所まちづくり推進課	地域の身近な問題解決に向けて、行政と地域が協働し、一体となって取り組み、地域住民のまちづくりに対する意識向上の促進を図るとともに、その思いを実践する取り組みへの支援を行う。	地域の身近な問題解決に向けて、行政と地域が協働し、一体となって取り組み、地域住民のまちづくりに対する意識向上の促進を図るとともに、その思いを実践する取り組みへの支援を行う。	地域の身近な問題解決に向けて、行政と地域が協働し、一体となって取り組み、地域住民のまちづくりに対する意識向上の促進を図るとともに、その思いを実践する取り組みへの支援を行う。	将来の地域づくりや課題解決に向けた取り組み等を検討・検証しながら事業展開を図っていく。 また、より地域の現状にあった委員会運営をしていくために、委員会のあり方や今後の取り組みについて検討していく。	6-3-2-1	
③地域福祉計画の策定に向けた取組	3	地域福祉計画の策定に向けた取組	地域福祉計画の策定にあたり、その合意形成過程における市民との協働や福祉に対する市民意識の高揚を図り、保健・医療が一体となった総合的な福祉施策の展開や地域の課題を解決する仕組みづくりを目指します。	地域福祉課	○地域福祉の推進に係るアンケート調査 ○タウンミーティングの開催（6回） ○地域懇談会の開催（20地区で開催予定） ○広報（情報提供）体制の充実 ○地域福祉計画策定会議の開催（2回） ○地域福祉計画策定会議委員等研修会の開催（2日間） ○健康福祉部地域での支え合いWT会議の開催（20回程度）	○地域懇談会の開催 ○広報体制の充実（市政日より等） ○地域福祉計画策定会議の開催 ○地域福祉計画策定会議委員先進地調査の実施（新潟県・日帰り） ○健康福祉部地域での支え合いWT会議の開催 ○社会福祉法人・サービス提供事業者など団体懇談会の開催	○地域懇談会の開催 ○広報体制の充実（市政日より等） ○地域福祉計画策定会議の開催 ○地域福祉計画策定会議委員先進地調査の実施 ○健康福祉部地域での支え合いWT会議の開催 ○社会福祉法人・サービス提供事業者など団体懇談会の開催 ○地域福祉計画案の協議	アンケート調査結果の分析や第1回地域懇談会の総括を通して、地域における身近な生活課題や福祉課題が浮き彫りになってきたことを踏まえつつ、平成26年度においても市民とともに地域福祉の推進に対し更なる理解を深めていく必要がある。	○地域懇談会等の開催を通して、市民とともに地域福祉に対する理解をさらに深めていく。 ○地域福祉活動の推進に係る担い手の発掘や育成及び活動拠点のあり方等について議論を深める。 ○平成26年度末を目途に計画素案を策定する。	1-3-1-1					

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
②住民自治による まちづくりの仕組みづくりの検討	4	地域防災計画の見直し	東日本大震災の経験を踏まえ、市民協働の視点も取り入れながら、地域防災計画の見直しに取り組みます。	危機管理課	東日本大震災の経験を踏まえ、さらに国や県が法令や計画の改正等を進めているおり、整合性を図る必要もあることから、市として並行して可能な範囲で見直しを進めるとともに、行政のみならず、市民や地域コミュニティ、ボランティア等と協働して災害時の対応を図る必要があるため、「自助・共助・公助」の連携を図られるよう見直しを進める。 ○市民ワークショップの開催 ○庁内関係者及び防災関係機関ヒアリング ○庁内関係部局等との協議 ○地域防災計画原案の決定 ○防災会議の開催 ○地域防災計画案の庁内決定	○パブリックコメント実施 ○地域防災計画の決定 ○地域防災計画の公表・周知 ○家庭用防災カルテ作成・配布 ○計画期間 平成26年度から10年間	○地域防災計画の進行管理 ・庁内組織及び防災会議において進行状況を管理する。 ○市民や地域への防災計画の周知 ○計画を踏まえた各種防災対策の実施	防災のまちづくり事業により、市民アンケートやワークショップによる市民意向の確認や震災シミュレーション調査を実施。 庁内関係者及び防災関係機関とのヒアリングを実施。 関係課長会議を実施。 国や県が法令や計画等を改正し、防災体制の充実を求めている、本市も早急に地域防災計画の見直しを行い計画策定を行う必要がある。	平成26年度に地域防災計画の見直しを終了し、計画を踏まえた防災対策の推進を図る。その方向性としては、 1. 地域防災力の向上 2. 災害に強いまちづくりの推進 3. 災害支援ネットワークの構築 4. 計画の実効性の向上 を基本に、市と市民が協働で進める防災対策事業を重点的に進めていく。	4-3-1-1
	5	地域コミュニケーション・ツールとしてのICTの活用	SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）などを活用し、地域住民相互のコミュニケーションの活性化を図ります。	情報政策課	メール配信サービス機能が「あいべあ」へ移行されたことにより、利用者の円滑なシステム移行を促すと同時に「あいべあ」の利用を促進する。 また、「あいべあ」を市政日より同時配付の全戸配付チラシや市ホームページより周知することで、市民への積極的な利用拡大を図っていく。	「あいべあ」を有効に活用するため、様々な団体やグループ、イベント等において、「あいべあ」の利便性をPRするとともに、活用方法についてのセミナーを実施するなど、市民への積極的な利用拡大を図っていく。	同左	「コミュニケーションサービスあいべあ」の運用管理・機能改善の実施とともに、市民の利活用を促進するため次のとおり周知活動を実施した。 ○チラシの全戸配布（6月、2月） ○市主催イベントや各団体、総会等への出張サポート「あいべあブースの設置」 ○出前講座の開催（2回）	「ICTきずなプラットフォーム保守定例会」等において、システム等の課題整理を随時行い、機能改善を検討していく。 また、様々な団体やグループでの活用における「あいべあ」の利便性をPRするとともに、活用方法についてのセミナーを実施するなど、市民への積極的な利用拡大を図っていく。	4-4-1-2

改革の方向	(2) 市政の透明性の確保
各種計画の策定に多くの市民の参画をより一層促すとともに、市民要望の実現に向けた仕組みと測定の方法を検討します。また、情報公開制度の充実や市民が利用しやすい形での各種データの公開を行います。	

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
①市民参画の機会の充実	6	市民との協働による各種計画策定への取組	各種計画を策定するにあたり、市民の市政への参画を促し、市民協働によるまちづくりを推進します。 ※ 地域福祉計画・地域防災計画は別項目で記載しているため、この項目には含まない。	障がい者支援課	地域自立支援協議会等の関係団体との協働により、第3期障がい福祉計画の総括を行う。	障がいのある市民や地域自立支援協議会等の関係団体の代表者で構成する「第4期障がい福祉計画策定調整会議」を設置し、障がい者の地域生活移行の目標値、必要な障がい福祉サービス等の見込量、その確保策等を定めた第4期障がい福祉計画を策定する。	第4期障がい福祉計画の進行管理	平成25年度から平成26年度にかけて第3期障がい福祉計画の総括を実施。 第4期障がい福祉計画は、PDCAサイクルにより進行管理することとなり、効率的・効果的な推進及び進行管理の手法が課題である。	平成26年度は第4期障がい福祉計画策定調整会議を開催し、第4期障がい福祉計画を策定する。 併せて、計画を円滑に推進するため、地域自立支援協議会及び庁内の関係課長により構成する市障がい者計画・障がい福祉計画庁内連絡調整会議において実施状況の点検等の進行管理を行っていく。	1-3-2-1
				こども保育課	子ども・子育て支援法の規定に基づき「子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けた議論を開始。「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けてニーズ調査を実施。	平成25年度に実施したニーズ調査の結果を踏まえながら、子どもの保護者（公募委員）や子育て支援に従事する者などにより組織する「子ども・子育て会議」において、計画草案の段階から参画しながら計画を作り上げる。あわせて、様々な意見を取り入れながら、計画（案）に対するパブリックコメントを実施する。	子ども・子育て会議を活用しながら、計画の進行管理を行う。また、計画期間が5年間であるため、次期計画策定に向けて、子育て当事者や事業者等の意見を集約する。	国においては、長年に渡り検討されてきた「幼保一体化（一元化）」を具現化する「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月の制度本格施行に向けての取り組みが開始された。 このような中、「子ども・子育て会議」を設置するとともに、子育て支援に関する市民ニーズを把握するためにニーズ調査を実施した。	市民ニーズを的確に捉えながら、平成26年度中に「子ども・子育て支援事業計画」を策定する。また、計画策定にあたっては、子育て当事者や事業者等の意見を集約していく。 なお、早ければ2～3年後の制度改革も想定されており、その動向に注視する必要がある。	1-1-1-1

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
①市民参画の機会の充実	6	市民との協働による各種計画策定への取組	各種計画を策定するにあたり、市民の市政への参画を促し、市民協働によるまちづくりを推進します。 ※ 地域福祉計画・地域防災計画は別項目で記載しているため、この項目には含まない。	環境生活課	平成24年度に行った「市民環境意識調査」及び「市民ワークショップ」並びに平成25年度に実施した「事業者アンケート」及び「事業者ヒアリング」の成果を取り入れながら「会津若松市第2期環境基本計画」の策定を行う。 策定にあたっては、学識経験者や事業者による「新エネルギー等検討会議」及び、公募市民が参加している「会津若松市環境審議会」による意見・審議を反映させる。また、パブリックコメントによる市民の意見についても、可能な限り取り入れ、原案の修正を行う。	市「環境マネジメントシステム」と連携し、適切な進行管理を図る。	市「環境マネジメントシステム」と連携し、適切な進行管理を図る。	○市民意見を十分取り入れながら、環境基本計画を策定した。 ○前環境基本計画に基づき、水質汚濁の防止や自然環境の保全、省エネルギーの推進等を行ってきたが、今後は「環境を守りながら、快適で豊かな生活を目指すこと」が重要となる。 ○計画では、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、バイオマス活用推進計画、新エネルギービジョンなどの各種計画と一体とした推進をめざした市民や事業者が取り組むべき数値目標や新エネルギー供給目標を掲げていることから、より一層の市民事業者に向けた意識啓発、取り組み促進が求められる。	○スマートシティの取り組み推進を踏まえ、再生可能エネルギーの導入の推進を図りつつ、市域からの温室効果ガス排出量の削減を目指す。 ○市民、事業者及び市が協働し、自然環境と事業活動、日常生活とが調和した社会を目指していく。	4-1-1-1
	7	パブリックコメント制度の改善	市民生活に関連する政策等を立案する過程において、パブリックコメントをより積極的に活用し、市民の市政への参画、市民協働によるまちづくりを推進します。	企画調整課	○さらなる市民参画の促進、情報提供の充実等の観点から、パブリックコメント制度の見直しを行い（市民意見公募（パブリック・コメント）の実施に関する要綱の改正）、計画、条例案件について原則パブリックコメントを実施する。	○制度の積極的な運用 ○パブリックコメント実施箇所の増設検討 ○パブリックコメント以外の市民参画手法の制度化に向けた研究	○制度の積極的な運用 ○パブリックコメント実施箇所の増設検討 ○パブリックコメント以外の市民参画手法の制度化の検討、提起	パブリックコメント制度のより積極的な運用を図るため、パブリックコメント制度について定める「会津若松市市民意見公募の実施に関する要綱」の一部改正を行い、総合計画、各分野の基本計画、条例の案を立案しようとするときは、原則としてパブリックコメントを行うこととした。（平成25年4月）	住民自治に向けた基本原則のあり方として、市民の方々の声が生かされる市政運営、協働による課題解決といった仕組みなども提起し、市政への参画の推進のあり方について研究していく。	7-1-1-3
	8	附属機関の適切な運営	市政運営の透明性の向上のため、会議の結果や会議録の公開を進めるとともに、公募委員や女性委員の人数を増やします。	人事課	対内文等の周知機会を利用し、「附属機関の運営及び委員構成に係る基準」等の適正な運用の遵守徹底を図る。 また、関係団体へ委員の推薦を依頼する際には、本市の基準に沿った委員の推薦に努め、特に、女性登用については、広い視野から女性の適任者の推薦を求める。公募委員の募集にあたり、女性委員の確保が困難な場合は、「会津若松市女性人材リスト（企画調整課作成）」の活用を図る。	同左	同左	対内文等の周知機会を利用し、「附属機関の運営及び委員構成に係る基準」等の適正な運用の遵守徹底を図り、女性委員の登用に努めた。	公募に対する応募者増加策について調査研究していくとともに、市民委員の拡充の観点から、市民委員枠を設ける審議会の拡充の可能性について検討していく。 併せて、市民参加を推進する制度的な枠組みも大きく変化していることなども勘案し、努力目標についても研究を行っていく。 また、女性委員の確保については、「会津若松市女性人材リスト」の活用を図っていく。	7-1-1-3
②市民意見の反映	9	市民要望等の実現に向けた仕組みの検討	町内会などからの要望に対する取組状況の管理を行うとともに、市民要望等の実現に向けた仕組みを検討します。	企画調整課 秘書広聴課	○地域（町内会等）要望への取組状況の把握、進捗の管理を行う。 ○市民要望の実現に向けた仕組みづくりについて庁内所管課と連携しながら研究する。	○地域（町内会等）要望への取組状況の把握、進捗の管理を行う。 ○市民要望の実現に向けた仕組みづくりについて庁内所管課と連携しながら検討する。	○地域（町内会等）要望への取組状況の把握、進捗の管理を行う。 ○市民要望の実現に向けた仕組みづくりについて庁内所管課と連携しながら検討する。	○地域（町内会等）からの要望に対する取組状況の把握及び管理を行った。 ○地域要望等の実現については、企画副参事会議において「行政課題」として検討を行う。	7-1-1	
	10	市民満足度の測定	今後の行政運営の方針を検討する基礎資料とするため、定期的（長期総合計画策定時等）に各分野における施策の重要度と市民満足度の測定を行います。	企画調整課	○市民意識調査の検討【新規】	○市民意識調査の実施【新規】 ○市民意識調査結果分析【新規】	○次期総合計画への市民意識調査の反映検討【新規】	実施予定なし	○無作為抽出の市民4,000人を対象として市の取組に関する市民意識調査を実施（平成26年9月～10月）していく。	7-2-1-4
③情報公開・情報発信の充実	11	情報公開制度の充実	情報公開請求権者の拡大や市以外の外郭団体の情報についても情報公開制度の対象とするなど制度拡充に取り組みます。	総務課	本市情報公開条例は「市民の市政参加の推進」等を目的としていることから、この目的と、請求権者を市の区域外の個人等へ拡大することの整合性及び拡大した場合の影響等について検討する。 また、市以外の外郭団体の情報については、各団体の情報公開制度の整備や積極的な情報提供について協力を求める。	課題を踏まえ、引き続き、本市情報公開条例の目的と、請求権者を市の区域外の個人等へ拡大することの整合性について整理し、条例改正の必要性について検討する。 また、市以外の外郭団体の情報についても、各団体の情報公開制度の整備や積極的な情報提供について協力を求める。	同左	他自治体の運用状況や課題の把握など情報収集に努めた。	他自治体の事例等を踏まえ、制度や運用上の課題を整理しながら、引き続き検討していく。	7-2-1-4

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
③情報公開・情報発信の充実	12	戦略的・効果的な情報の発信	情報収集・発信の一元化を図り、市政だよりやホームページなどを活用しながら、戦略的かつ機動的な情報収集・発信を行います。	秘書広聴課	市政情報を分かりやすく、一人でも多くの市民へ伝え、また市外に向けて発信するために、情報収集・発信の一元化を図る。ホームページについては、秘書広聴課管理のもと、所管課でも直接掲載できる体制づくりをし、そのことにより、Pの活用が促進され、また、いち早く情報を提供できる体制を整える。	市政情報を分かりやすく、一人でも多くの市民へ伝え、また市外に向けて発信するために、情報収集・発信の一元化を図る。ホームページについては、所管課でも直接掲載できる体制を構築後は、全庁的な統括管理を引き続き行う。	市政情報を分かりやすく伝えるための工夫をしながら市政だより、テレビ、ラジオ、ホームページを活用し、市内外に向けて情報発信をしてきた。また、ホームページについては、平成26年度より各課でも対応できるように検討をし、実施できるようにした。	市政モニター制度を活用しながら引き続きわかりやすさ、効果を検証していく。テレビ番組については平成26年度にむけての内容変更を行い改善をはかった。また、ホームページについては、アクセス数が増加傾向にあるので、今後も積極的に活用を図っていく。	7-1-1-2	
	13	各部行政運営方針書の公開の検討	各部行政運営方針書の市のホームページへの掲載による、各部の年度ごとの目標と達成度合いの情報提供を検討します。	企画調整課	各部行政運営方針の公開を行う。	同左	同左	各部行政運営方針について、年度当初4月に市ホームページ及び情報コーナー、支所での紙ベースでの公開を実施	市民の方々に対して市政運営の「見える化」を図るため、取組を継続していく。平成26年度においては「市政だより」での公開した旨の告知も実施	7-1-1
	14	入札関連情報の即時公開の推進	公平・公正な入札執行のため、ホームページで入札参加者に必要な情報を提供するとともに、電子入札システムの導入など利便性の向上を図ります。また、入札結果や制度の改正なども広く、迅速にホームページにおいて公表します。	契約検査課	入札公告や結果について、漏れなくホームページ及び電子入札の情報公開システムで公表し、透明性を向上させる。併せて、設計図書等も電子データで提供し、入札参加者の利便性の確保を図る。また、入札制度の改正や様式、関係要綱等、業者が必要となる情報を迅速に提供する。	ホームページ及び電子入札の情報公開システムを活用し、入札状況の公表及び入札に必要な情報や設計図書等の提供を迅速・丁寧に行うとともに、過去の情報の精査、整理を進めていく。	同左	入札公告や結果などの入札情報、設計図書等の電子データ、関係要綱及び各種様式等、入札関連のさまざまな情報をホームページ等を活用して迅速に提供し、透明性及び利便性の向上を図っている。	引き続き、可能な限り迅速かつ円滑に入札関連情報の公表・提供を行い、入札・契約事務の透明性、公正性を高めるとともに、入札参加者の利便性を図っていく。	7-2-1-4
	15	オープンデータの推進	市が保有する様々なデータを、コンピュータ処理が容易となる標準的な形式で公開し、商用・非商用を問わず二次利用を促進することにより、地域の活性化などを目指します。	情報政策課	○オープンデータとして情報公開を行う。 ○庁内でオープンデータ推進検討チームを組織し、オープンデータ推進を図る。	○各所属が保有するデータについて、オープンデータとしての情報公開を促進する。 ○オープンデータとして公開されたデータを活用して様々なアプリケーションやサービスが開始されるようPRを行う。 ○公開されたデータの更新を市民と協働して実施する仕組みづくりを進める。	同左	オープンデータ公開基盤「DATA for CITIZEN」を構築し、行政データの積極的な公開を行った。また庁内でオープンデータ推進検討チームを組織し、以下の通り推進活動を行った。 ・検討チーム会議（4回） ・オープンデータアイデアソン	検討チームの増員も含め、オープンデータに参画する所属を増やし行政データの公開を促進する。 また、コンテストやイベントを通して様々なデータやアプリケーション、サービスが創出・公開されるようPRを行う。	4-4-1-3

改革の方向	（3）市民協働の推進
市民協働をより一層進める協働指針を策定するとともに、市民活動団体等からの提案に基づく地域課題の解決の事業実施について検討します。	

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
①市民協働の仕組みづくり	16	協働指針の策定	市民協働の手法により協働指針を策定するとともに、その理念が広く地域に対して普及・浸透を図られるよう努めます。また、公益性の高い市民活動を実践する各種団体が、活動しやすい環境整備に向けた方策を検討するとともに、行政と市民活動団体等、及び市民活動団体相互のネットワーク構築が図られるよう、その仕組みづくりに取り組みます。	企画調整課 協働・男女 参画室	市民協働の基本的な考え方や方向性を示す「（仮称）会津若松市市民協働推進指針」の策定に向けて、公募による市民の方々や市民活動団体の関係者、行政職員等で構成する「会津若松市市民協働推進指針策定会議」を設置し、指針（草案）内容について検討する。	市民協働推進指針に基づき、市民公益活動団体と行政との協働事業が多く実践させるよう、地域及び市内における意識啓発と合わせ、協働事業の創出に向けた制度設計や環境の整備について検討する。	市民協働推進指針に基づき、市民公益活動団体と行政との協働事業が多く実践させるよう、地域及び市内における意識啓発と合わせ、協働事業の創出に向けた制度設計や環境の整備について検討する。	○市民ニーズの多様化や地域課題が複雑化する現状において、様々な地域課題の解決にあたっては、行政は地域のNPO等の多様な主体との協働を進める必要がある。 ○このため、指針の普及と協働の実践を通じた、市民公益活動団体の育成及び市民、行政職員の協働に対する意識の醸成が必要である。	○市民公益活動の活性化、さらには様々な主体による協働を進めるため、指針に基づき、より効果的・効率的な情報発信のあり方の研究や、行政と団体、団体相互のネットワーク構築に向けた取り組みを実施し、相互連携による幅広い活動に対する機運醸成を図る。 ○また、庁内各部署に市民協働推進員を配置するとともに、「行政提案型協働モデル事業」を積極的に推進し、協働事業の浸透・定着を図る。	6-3-1-1

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
②市民協働による 事業の展開	17	市民協働型事業の 検討	市民活動団体等からの提案に 基づく、地域課題の解決に向け た協働型事業について検討しま す。	企画調整課 協働・男女 参画室	平成26年4月1日の市民協働 推進指針の施行と合わせ、指針 を有効に機能させるための実践 モデルとして、試行的に「行政 提案型協働モデル事業」につい て検討する。	「行政提案型協働モデル事業 」の実践経過や行政内部におけ る検討、さらには公益的な活動 を実践している各種団体等の意 見を踏まえ、行政提案による協 働事業の制度化と合わせて、市 民提案に基づく協働事業につい て検討する。	「行政提案型協働事業」の実 践経過や行政内部における検討 、さらには公益的な活動を実践 している各種団体等の意見等を 踏まえ、市民提案に基づく協働 事業について検討する。	○市からの課題テーマ設定に際し、本事業 の趣旨等について各部に説明し、課題 の抽出を行ったところ、各部より8つの 課題テーマの提案があった。 ○その後、企画副参事会議等を通じて検 討を行った結果、 ①住民参加型予防介護 ②景観マネジメント支援 の2つのテーマが決定された。	「住民参加型予防介護について」「景観マ ネジメント支援について」の2つのテーマを 設定し、これに基づく事業の提案を、市民団 体等より公募した結果、 ①「理美容室で若返り介護予防事業」（会津 理美容美容協会） ②「歴史的建造物のマネジメントによる利活 用検討事業」（福島県建築士会会津支部） の企画事業が採択となり、平成26年6月2日 付で両者と契約を締結し、事業に取り組んで いる。	6-3-1-1
②市民協働による 事業の展開	18	ボランティアの活 用	各分野においてボランティア 等と連携した取組の推進に向け 検討します。	人事課	市の業務でボランティアを活 用している業務の実態や活用 にあたっての課題等について把握 するとともに、積極的な活用を 全庁的な呼びかけを行う。	同左 課題等の解決に向けた研究を 行っていく。	同左	市の業務の中でボランティアを活用で きそうな業務についての研究を行った。	市の業務におけるボランティア活用の実態 把握について進めていく。	6-3-1-3

改革の基本的視点	2 持続可能な運営体制の構築
<p>限られた行政資源の効果的・効率的な配分という観点から、現在行っている事務事業の実施主体の見直しや、歳入確保や歳出抑制を図り安定的な財政基盤の構築に努めるとともに、公共施設の将来のあり方の検討や、効率的で効果的な行政運営のための改革に取り組みます。 また、東日本大震災からの復興・再生や危機管理体制の構築にも取り組みます。</p>	

改革の方向	(1) 民間活力の積極的な導入
<p>市の業務全般にわたりアウトソーシングの可能性を検討するとともに、公共施設の効率的で適正な管理に努め、民営化も視野に入れた今後のあり方についても検討します。</p>	

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
①アウトソーシングの推進	19	現業部門のアウトソーシングの推進	学校用務員や学校給食業務の民間委託について、退職不補充により継続して取り組むとともに、可燃物及び不燃物に加えて、粗大ごみ収集業務の民間委託化についても検討します。	人事課	既に退職者不補充によりアウトソーシングを実施している学校給食業務や学校用務員業務などについては、引き続き推進するとともに、現在、直営で行っている業務についても、市民サービスに影響が生じることのないよう、条件等の整備を図り、アウトソーシングを検討していく。	同左	同左	学校用務員の退職不補充により民間委託について実施した。	学校給食業務や学校用務員業務などについては、引き続き推進するとともに、現在、直営で行っている業務についても、市民サービスに影響が生じることのないよう、条件等の整備を図り、アウトソーシングを検討していく。	7-2-1 2-2-1-1 2-2-1-3 4-2-1-2
	20	一般事務分野のアウトソーシングの検討	専門的定型業務など一般事務分野についても、アウトソーシングの可能性について検討します。	企画調整課	一般事務分野の業務についても、専門的定型業務の外部化に関する調査研究などについての情報収集を行ってきたところであり、こうした取組みを行いながら、その可能性について、引き続き検討を進めていく。	同左	同左	アウトソーシングを行うにあたっては、様々な視点からの検討が必要となることから、全国規模の組織である「日本公共サービス研究会」に参加し、情報収集を行った。	「日本公共サービス研究会」等で、先進地の事例等についての情報収集を進めるとともに、フィールドイノベーションなどの取組成果を活かしてアウトソーシングの可能性や業務の改善、効率化を図っていく。	7-2-1
				市民課	業務を委託する範囲、業務委託したときのメリット・デメリットについて検討していく。市民サービスの維持等の検証を行うにあたり、民間との協働を検討する。	同左	同左	窓口のサービス向上を図ることを優先的にしつつ、外部委託については情報収集を行った。	外部委託した他自治体の事例を研究して、委託のあり方を検討していく。	7-2-1-4
21	提案型業務委託制度の検討	企業、NPOや市民活動団体などから委託化・民営化に対する提案及び既存業務（委託内容・仕様）の効率化に対する提案を受け入れていく仕組みを研究します。	企画調整課	○関係課との情報共有を図りながら、委託化・民営化に対する提案及び既存業務の効率化に対する提案を受け入れていく仕組みを研究していく。 ○また、地域貢献協定や包括連携協定などの協定締結企業と協力し、地域活性化や地域課題解決のための取組を実施していく。	同左	同左	○PFI等、民間提案による施設整備に取り組んでいる先進自治体の調査を行った。 ○地域貢献協定締結企業と市が連携したキャンペーンが行われるなど、地域活性化や風評被害払拭への貢献ができた。	引き続き、PFI等の情報を関係課と共有しながら、委託化・民営化に対する提案及び既存業務の効率化に対する提案を受け入れていく仕組みを研究していく。 また、連携協定締結企業等との連携による地域活性化や地域課題解決の取組をさらに進めていく。	7-2-1	
②公共施設の適切な管理運営	22	指定管理者へのモニタリングの充実	指定管理者制度に移行した公共施設の管理運営状況について検証し、その効果等を見極めながら、適切な施設管理を行います。	総務課	指定管理者制度を導入した施設の所管課において、指定管理者制度運用指針の規定に基づき、事業報告書等により指定管理者の管理運営状況を把握し、事業の評価を行う。	同左	同左	施設の所管課において、月例報告書、事業進捗状況報告書（4半期毎）等の書面審査又は対面審査により管理運営の状況を把握し、必要に応じて助言、指導等を行った。 また、平成25年度の事業報告書については、施設の所管課において、事業の状況、実績等の検証及び評価を行い、評価結果を公表した。	管理運営状況の確実な把握及び事業の適正な評価を通して効果的な管理運営の実現を図るとともに、適切な施設管理に努める。	7-2-1
	23	北会津地区統合幼稚園・統合保育所の整備	老朽化した北会津地区の幼稚園・保育所を統合し、民設民営を視野に入れた整備を検討します。	こども保育課	統合施設の整備・運営手法の検討を行う。	統合施設の整備・運営方針を決定する。		統合施設の整備・運営手法について、保護者や地区住民による懇談会や説明会等の意見をもとに検討を行った。	統合施設の整備・運営手法について、引き続き、保護者や地区住民との懇談会や説明会等の意見をもとに決定した、民設民営の方針に基づき、事業の進捗に努める。	1-1-1-3

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
②公共施設の適切な管理運営	24	母子生活支援施設の整備	施設が老朽化している母子生活支援施設について、現施設での支援が困難な状況を踏まえ、民設民営を含めた施設整備を検討します。	こども家庭課	長期に渡って公設公営により事業を行ってきたが、施設の建設費用や運営にかかる経費、専門職の配置等を考慮し、民間による事業実施を検討し、事業者の公募による選定を行う。	施設の整備及び開所に向け事業者との具体的な整備運営内容の協議を行う。	同左	新たな施設の整備運営を効率的な運営と専門職の適切な配置が可能な民設民営により行うこととし、事業者の選定した。	母子家庭等への養育に関する相談や支援を適切に行い、緊急性が高く、すずらん寮への入所の必要性がある家庭への対応が出来るよう、施設の維持管理を継続しつつ、民設民営により新たな施設を整備する事業者への協力も行う。	1-1-1-5
	25	安定的な畜場運営の推進	安定的な畜場運営を継続していくため、業務内容の見直しや管理運営への民間活力の導入を検討します。	市民課	現在斎場で行っている附帯業務（霊柩車運行業務、祭壇の貸し出し業務、棺・骨箱等の販売業務）について、今後の取扱いに関する検討を行う。また、管理運営についても、民間委託に向けて検討を行う。	附帯業務については廃止後のセーフティネットとなる制度設計について検討を進めていく。管理運営については将来の斎場のあるべき姿を踏まえた上で、民間委託に向けて検討を行う。	管理運営については将来の斎場のあるべき姿を踏まえた上で、今後の管理運営に関する検討を進める。	霊柩車の運行や祭壇の貸し出し、棺・骨箱等の販売（附帯業務）のあり方について、パブリックコメントを実施した。	附帯業務の廃止及び廃止後のセーフティネットの制度設計について検討を進める。	7-2-1-4
	26	保育所・幼稚園・児童館のあり方の検討	今後の公立保育所や幼稚園、児童館のあり方について検討します。	こども保育課	公立保育所・幼稚園については、北会津地区認定こども園の整備・運営手法を優先して検討を行う。また、児童館のあり方については、平成24年度に部内ワーキングチームで取りまとめた内容を踏まえ、平成27年度からのこどもクラブ対象年齢拡大への対応と併せて検討を行う。	北会津地区認定こども園の整備・運営手法を決定する。また、児童館のあり方については、平成27年度からのこどもクラブ対象年齢拡大への対応と併せ、市直営のこどもクラブの段階的な民間委託について検討を行う。	公立幼稚園・保育所のあり方について市としての方針を整理していく。特に、合併特例事業である河東学園（幼稚園）については、子ども・子育て支援新制度の本格施行を踏まえ、保護者や地区住民の意向の把握に努める。	公立保育所・幼稚園については、北会津地区認定こども園の整備・運営手法の検討を優先に取り組んできた。	河東地区の幼稚園・保育所の整備の方向性については、北会津地区認定こども園整備事業の進捗を見ながら、検討を行う。また、児童館のあり方については平成27年度からのこどもクラブ対象年齢拡大への対応を踏まえたうえで、検討を行う。	1-1-1-3 1-1-1-4
	27	公設地方卸売市場の管理運営形態の見直し	公設地方卸売市場の管理運営形態について、民間活力の導入など見直しを行います。	公設地方卸売市場	市公設地方卸売市場運営検討懇談会において検討した、指定管理者制度導入に係る条件整備やスケジュール（案）等の基本方針を踏まえつつ、庁内関係部局との調整を図るとともに、情報提供や個別ヒアリングの実施により、市場協会並びに場内事業者のコンセンサスを得る。	指定管理者候補者の組織体制の強化（法人格の取得及び人員体制の整備等の精査）と制度導入に向けた施設整備に努めるとともに、指定管理者による管理運営への円滑な移行について庁内関係部局と、より具体的な検討を行う。	庁内関係部局との検討を踏まえ、指定管理者の指定までの事務手続き等を行う。併せて、指定管理者との引き継ぎとともに、場内事業者と連携を図りながら、買参人への周知等の準備を進める	関係課長会議を開催し、市場への制度導入に向けて検討・整理すべき課題等について協議を行った。また、市場協会への説明と意見交換を進めながら、指定管理者制度導入の必要性についての共通認識を図った。	市場内事業者と、より具体的かつ詳細な検討を行う組織を立ち上げ、制度導入に伴う管理運営体制の構築とともに、「活性化プラン」における各種施策の推進を図る。平行して、庁内関係部局と具体的な事務調整を進める。	3-5-6-1
	28	高齢者福祉施設のあり方の検討	指定管理者制度を導入している高齢者福祉施設等について、施設の必要性や公的関与の必要性などの観点から検証し、今後の施設のあり方について検討します。	高齢福祉課	指定管理者制度を導入している高齢者福祉施設については、社会福祉を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、今年度、部内にワーキングチームを設置し、今後の施設のあり方について検討しており、年度内に検討結果を出す。	ワーキングチームの検討結果を参考としながら、今後の施設のあり方について指定管理者と協議する。また、具体化するためのスケジュールを作成する。	前年度のスケジュールに基づき、必要な検討・事務手続きを進める。	指定管理者制度を導入している高齢者福祉施設について、部内にワーキングチームを設置し、社会福祉を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、施設の必要性や公的関与の必要性などの観点から検証し、今後の施設のあり方について検討した。	部内ワーキングチームの検討結果を参考としながら、今後の施設のあり方について指定管理者と協議するなど、今後のスケジュールを作成する。	1-2-2-1

改革の方向 (2) 安定的な財政基盤の構築

計画的で安定した財政運営を行うとともに、歳入の増加に向けた取組を行います。また、復興・再生のため風評被害対策の取組を行います。

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
①財政運営システムの充実	29	中期財政見通しの策定	毎年度、中期財政見通しを作成・公表し、当初予算編成をはじめとした財政運営の目安として活用します。	財政課	中期財政見通しを作成・公表し、これを目安とした財政運営を行うことにより、将来的な財政規律の確保に努める。	同左	同左	本市を取り巻く社会経済情勢等は常に変化しており、その変化が本市財政に与える影響を検証し、その状況に応じた施策の実施やそれに対応するため、弾力的、持続的で安定的な財政基盤の構築を図る。	中期財政見通しについて、国の「中期財政計画」を基本として、市税をはじめとした歳入見込みの精度を向上させることや、各部局において、国県補助金の情報収集等の努力を継続する等特定財源確保に向け積極的に取り組むなど、3ヶ年の財政見通しとして策定する。	7-2-1-2

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
①財政運営システムの充実	30	総枠配分方式による予算編成システムの充実	総枠配分方式による予算編成を継続するとともに、各部局のマネジメントを更に強化できる仕組みを検討・導入します。	財政課	年間総額予算主義に沿った、一般財源の総枠配分方式を継続するとともに、各部局のマネジメントを反映させる予算編成となるよう、システムの充実を図る。	同左	同左	インセンティブ制度の導入とその拡充を行うとともに、厳しい財源見通しの中、歳入見込みの精度を向上させながら、財政調整基金による年度間の財源調整を行い、ここ数年はマイナスシーリングを行うことなく、前年同額の一般枠確保に努めてきたところであるが、各部局のスクラップ&ビルドへの取り組みや創意工夫を活かした予算編成への取り組みは、未だその途上にある。	予算編成にあたっては「財源には限りがある」との認識を全庁的に共通の理解とするための努力を継続するとともに、市民への理解を得るため説明責任を果たす努力も必要であると考えます。その上で、これまでの事務事業については、費用対効果等十分に検証作業を行うことや新規事業については、その効果はもろろんのこと、将来負担についても十分に検討を行ったうえで事業化の是非を確定することが必要であると考えます。	7-2-1-2
	31	公債費負担の適正化	公債費負担の適正化へ向け、毎年度「公債費負担適正化計画」の進行管理を行い、適正な水準を目標に市債残高の低減に努めます。	財政課	将来的な公債費負担の適正化と投資的経費との調整を図るため、公債費負担適正化計画の進行管理による、新規市債発行額の元金償還額以下へ抑制する取組を継続し、市債残高の低減を図る。	同左	同左	財政健全化の基準である実質公債費比率は18%以下に改善された状況にはあるが、県内他市の平均値11.1%及び類似団体平均値の7.8%を目標とし、あわせて市債残高は普通会計で適正とされる標準財政規模の1.5倍である約440億円を目指す。	これまで、公債費負担適正化計画を策定し、実質公債費比率の低減に取り組んできた結果、平成22年度決算において基準値である18%を下回る状況まで改善されてきたところにあるが、安定的に基準値を下回る状況を確認するためには、市債残高の低減に意を用いることが必要であることから、今後も、公債費負担適正化計画を策定し、新規市債発行額の元金償還額以下へ抑える取組を継続する。	7-2-1-2
	32	基金の積立と活用	財政調整基金については、標準財政規模の10%を安定的に確保することを目標として基金への積立に努めるとともに、地方財政法や条例に基づき、その活用を図ります。	財政課	財政調整基金の目標額である標準財政規模の10%の額を確保するため、決算剰余金の二分の一の金額を基本に積立を行い、さらに残余が生じる場合は、減債基金へ積立てる等、計画的な基金の積立に努める。	同左	同左	毎年度、地方財政法第7条を遵守して、財政調整基金及び減債基金への積み立てを実施してきたところであるが、財政調整基金については、決算時点で標準財政規模の10%を確保できる状況に至っていない。また、法の趣旨に基づき積み立てを行うことの必要性について、長期的に安定した財政運営を行うための視点と災害等不測の事態に備えるための役割等が、未だ十分に理解されていない状況にある。	本市の財政調整基金残高は、県内他市や全国類似団体（88団体）と比較しても、平均以下の確保に留まっているため、類似団体の平均を目標に、地方財政法第7条の規定を遵守して積み立てを継続する考えである。また、減債基金については、財政指標として目標や基準となる額は設定されていないが、今後も適正な公債費管理を行うため、一定額の基金残高を確保する努力を行う。	7-2-1-2
②歳入の増加に向けた取組	33	徴収率（収納率）の向上	市税等について、自主納付を推進するため、口座振替や特別徴収事業所の拡大等による納期内納付の推進、滞納整理の強化等により、徴収率（収納率）の向上を図ります。	納税課	期限内納付率を高めるため、口座振替の加入促進や、特別徴収事業所の拡大に努める。	同左	同左	持続可能で強固な財政基盤の確立のため、高い目標徴収率の維持と滞納整理の縮減に取り組む必要がある。	税務行政の推進にあたっては、市民の理解と信頼を得ることが極めて重要であり、このため市税徴収に関する制度や手続きについて市政だよりやホームページ等を活用して税務広報の推進を図る。	7-2-1-3
	34	早期納付勧奨業務への民間事業者の活用の検討	滞納市税等の早期完納と累積滞納の未然防止を図るため、早期納付勧奨業務への民間事業者の活用による効率的な徴収業務を検討します。	納税課	早期納付の促進と累積滞納の未然防止を図るため、新規未納者に対して、早期納付の呼び掛け（納付勧奨）等を実施し、納税意識の啓発に努める。	同左	同左	現年度の市税未納者に対して、早期の納付勧奨をすることにより、納め忘れからの滞納者の増加を抑えるとともに、現年度課税分の収入未済の縮減が図られた。	きめ細やかな初期納付勧奨等を行うことにより、新規滞納者の発生を抑え現年度未納額の縮減となることから、今後も継続して行う必要がある。	7-2-1-3
	35	税外債権管理の強化	税外収入金の滞納処分に取り組み、徴収率の向上に努めます。	納税課	強制徴収公債権のうち、保育所負担金等について法令に基づいた適正な滞納処分を行う。	同左	同左	市税徴収と同様の滞納処分を開始した。	税外債権所管課との連携を強化し、効果的な滞納処分を図る。	7-2-1-3

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
②歳入の増加に向けた取組	36	広告事業の推進	広告掲載等に関する要綱に基づき、積極的に市の資産等を広告媒体とすることにより、自主財源の確保に努めます。	財政課	比較的容易にできると考えられる広告事業について、各課で取り組みが可能な部分から進めるとともに、市ホームページ等での新たな広告掲載を検討し、財源の確保に努める。	導入済みの広告事業を継続して実施し、財源の確保に努めるとともに、新たな広告事業の導入についても引き続き検討を行っていく。	同左	各部局のマネジメントを活かした予算編成の手法を導入している中で、各部局の創意工夫を活かした予算編成への取り組みは、未だその途上にある。	予算編成にあたっては「財源には限りがある」との認識を全庁的に共通の理解とするための努力を継続するとともに、各部局においては、情報収集等の努力を継続する等特定財源確保に向け積極的に取り組むものとする。	7-2-1
	37	市有財産の積極的な活用	未利用財産の他用途での利用や売却を行うなど、市有財産利活用基本方針に基づき活用を図ります。	総務課	市有財産の利用状況把握を行い有効活用に努める。 また、十分に活用されていない未利用財産及び旧法定外公共物については、積極的な売却処分を進める。	同左	同左	積極的に未利用財産の売却に努めるとともに、平成26年度に一般競争入札で未利用財産を処分すべく、課題の整理を行った。	平成24年2月に策定した市有財産利活用基本方針に基づき、必要に応じて個別財産ごとの利活用方針を検討し、未利用財産の解消、有効活用に努める。	7-2-1-4
	38	使用料・手数料の適正化	使用料・手数料について、これまでの見直し経過を踏まえながら、今後も適正化に努めます。	財政課 ※その他使用料・手数料所管課	社会経済情勢や他市の状況等について調査・研究を行い、使用料・手数料の適正化に向けた検討を行う。	同左	同左	平成26年4月1日からの消費増税を踏まえて、本市の使用料・手数料のうち、消費税を課すべきものについては、消費税率を8%へ改定する条例改正を全庁的に行った。	今後の消費増税にあたっては、全庁的な対応として、対象となる使用料・手数料の条例改正を行う。	7-2-1
③復旧・復興による歳入増の取組	39	企業誘致の推進	税収増と地域雇用の創出を目的として、企業のニーズの把握と情報発信を行い、企業誘致に取り組めます。	企業立地課	企業訪問を通して、企業ニーズの把握と、情報発信に取り組み企業誘致を行う。 ○会津若松河東工業団地の残り3区画の早期分譲に努める。 ○市内の既存企業のニーズ把握に努め、増設を促進させる。 ○ICT関連事業所の誘致に取り組む。 ○新たな企業誘致の受け皿として（仮称）新工業団地の整備促進に取り組む。	企業訪問を通して、企業ニーズの把握と、情報発信に取り組み企業誘致を行う。 ○会津若松河東工業団地の残り1区画の早期分譲に努める。 ○新たな企業誘致の受け皿として（仮称）新工業団地の整備促進とともに企業誘致に取り組む。 ○市内の既存企業のニーズ把握に努め、増設を促進させる。 ○ICT関連事業所の誘致に取り組む。	企業訪問を通して、企業ニーズの把握と、情報発信に取り組み企業誘致を行う。 ○会津若松河東工業団地の残り1区画の早期分譲に努める。 ○新たな企業誘致の受け皿として、（仮称）新工業団地の整備促進とともに企業誘致に取り組む。 ○市内の既存企業のニーズ把握に努め、増設を促進させる。 ○ICT関連事業所の誘致に取り組む。	企業の訪問活動や優遇制度、企業情報収集の強化等を図り、企業の新規立地、既存企業の増設や新たな分野への参入、販路拡大等への支援に取り組んだ。 会津若松河東工業団地は全6区画中5区画を分譲し、残り1区画となった。 また、さらなる企業立地に向け、新たな工業団地の整備に取り組む、本市の雇用創出に努めた。	国・県の立地支援制度の積極的な活用促進とともに、新たな工業団地の整備進捗に歩調を合わせ、成長産業（再生可能エネルギー関連産業、医療福祉関連産業、IT関連産業等）を中心に、企業誘致活動の強化を図る。 また、市内既存企業においても日ごろの企業訪問活動を通じ、適切な対応を行い設備投資等を支援し雇用の創出に取り組む。	3-2-2-1
	40	風評被害対策の推進	東日本大震災や原子力発電所事故による風評被害対策として各種施策を実施します。	観光課	「八重の桜プロジェクト事業」「観光誘客メディア戦略事業」「広域観光推進事業」等の実施により、観光誘客を行う。	「ふくしまDestinyネーション推進事業」「観光誘客メディア戦略事業」「広域観光推進事業」等の実施により、観光誘客を行う。	「ふくしまDestinyネーション推進事業」「観光誘客メディア戦略事業」「広域観光推進事業」等の実施により、観光誘客を行う。	「八重の桜プロジェクト事業」「観光誘客メディア戦略事業」「広域観光推進事業」等の実施により、観光誘客を行い風評払拭に取り組んだ。	「八重の桜」による成果を継承しながら、「ふくしまDestinyネーション推進事業」「観光誘客メディア戦略事業」「広域観光推進事業」等の実施により、観光誘客を行う。	3-1-1-1 3-1-3
				商工課	首都圏等での「企業マルシェ」や「風評対策キャラバン」、大手小売業との全国キャンペーンなどの実施により、地域産品を販売および地域の安全・安心をPRし、観光誘客や消費活動の正常化を図る。	平成25年度の取り組みを継続するとともに、一過性の取り引きに終わることなく継続的な取り引きへつなげるための事業展開を図る。	同左	首都圏企業7社において「企業マルシェ」を開催したほか、イオングループの協力を得て全国主要都市13店舗において「桜咲く会津フェスタ2013」を開催し、地域産品のPR・販売、観光PR等を行い、風評払拭に取り組んだ。	企業マルシェやイオングループとの連携によるイベントを継続実施し、引き続き風評払拭に取り組むとともに、恒常的な取引等への発展を図っていく。	3-2-1-2
				農政課	生産者や加工業者等の首都圏での大規模展示商談会への出展を支援することにより、風評被害の払しょくを図るとともに、本市の優れた農産物等を広くPRする。 また、展示商談会出展前後の個別の商談活動などにより、販路の維持・拡大を図る。	農産物等への風評被害は依然として残ると思われるが、単なる風評被害対策としての被災地支援への協力依頼や安全性のPRのみならず、農産物等そのものの価値向上を基本とした販路開拓・販売促進を行う。	同左	アグリフードEXPO、スーパーマーケットショーの展示商談会への継続的な出展や、販路拡大コーディネート等により、農家・農業者団体の商談力向上に取り組んできた。風評対策として実施する被災地支援への協力依頼や安全性のPRという側面から、今後は、農産物や農産加工品そのものの価値について評価を得られるような、地域全体としての販路開拓・販売促進を図る必要がある。	食の安全安心に対する取組みが進む中、農産物や農産加工品そのものの価値の向上を基本とした長期的な販売促進を行っていくことに重点を置き、会津産農産物への購入意欲を高めていく。 自ら売ること意欲のある生産者向けのセミナー、会津産農産物を取り扱っている企業との連携などにより、販路拡大や販売促進に向けた支援を行う。	3-5-1-2

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
③復旧・復興による歳入増の取組	40	風評被害対策の推進	東日本大震災や原子力発電所事故による風評被害対策として各種施策を実施します。	スポーツ推進課	鶴ヶ城健康マラソン大会をハーフマラソン大会としてリニューアル開催するにあたり、会津の復興を内外に示すためのシンボリックな事業と位置づけ、大会のPRを行うことに合わせて会津の安全、復興のメッセージを全国に発信する。 大会参加者数の増加はもとより、県外参加者、観光誘客の促進に繋げる。	城下町をコースとしたハーフマラソン大会の魅力を広げPRするため、HP、マスコミ、協賛企業を通じた広報を積極的に展開し、大会認知度の向上へ繋げる。 また、各種関連イベントの企画開催と併せて、大会そのもののクオリティを大幅に向上させることにより魅力ある大会とし、リピーターの多い大会を目指し規模拡大へ努める。	平成27年度大会については、ハーフマラソン大会への基礎を確立できた昨年度大会の体制を維持しながらも、さらに運営の質を向上させるとともに、全国でも有数の観光地である、本市の特色を活かしたマラソン大会を目指していく。 参加者が、観光客としてリピーターとして来てもらうような魅力ある仕組みづくりや、会津製品の安全性をPRすることによる、復興施策を構築していく。 市民の体力の維持・向上、及び健康増進のため、日常的なスポーツ活動の創造につながるよう、ランニング講習会などのイベントを開催する。	全国を対象とした規模拡大と内容の充実に向け、関係部局との連携を図りながら、スポーツイベントと本市のPRを柱とした運営体制の構築に努める。第25回大会では、広く広報PR等により、特に他県からの参加者が過去最高となった。 また、旅館組合等関係機関と連携し、宿泊パックの新設、地区体育連盟との連携など市民協働による本市最大のスポーツイベントとして着実に前進できた。	県内はもとより全国からの参加者を募りながら、本市最大のスポーツイベントとして、より魅力ある大会を目指し継続して実施していく。また、広く全国へPRするため、様々なインターネット関連会社等を通して、情報発信してゆく。	2-3-1-1
④総人件費の抑制	41	職員数の適正管理	定員管理計画に基づき、職員数の適正化を図ります。	人事課	定員管理については、抑制基調としながらも、東日本大震災及び原子力発電所事故への対応等による業務増や人員が割かれている状況にあり、現計画の検証を踏まえて、適切な対応を図っていく。	同左	同左	平成26年4月1日現在の職員数は、前年度から12名を削減したところであるが、東日本大震災にかかる復興関連事業や国の法律改正、制度改正への対応などにより、定員管理計画の年度別の目標職員数と比べて差が生じてきている。	今後も職員数については抑制基調としながらも、引き続き業務の増加等が見込まれることや年金の支給開始年齢の引き上げなど計画策定時と状況が変わっていることから、現計画の検証を踏まえた見直しを行っていく。	7-2-1-1
	42	多様な任用形態の活用	一時的又は時限的な業務などについて、任期付職員等を活用します。	人事課	各所属のヒアリングを行い、募集する人員及び職務内容等の検討作業を行い、必要な職務について任期付職員の採用を行う。	同左	同左	一時的又は時限的な業務など、必要な業務に任期付職員等を活用した。	業務内容に応じて、任期付職員等を活用していく。	7-2-1-1
	43	給与等の適正管理	国の人事院勧告や県の人事委員会勧告に基づき、必要な改定を行います。	人事課	民間準拠を基本とする国の人事院勧告制度や県の人事委員会勧告制度を踏まえ、適正な給与制度を維持するため必要な改定を行う。	国の人事院勧告制度や県の人事委員会勧告制度を踏まえるとともに、国が予定する公務員給与の総合的な見直しの動向を見極めながら、適正な給与制度を維持するため必要な改定を行う。	同左	国の人事院や県の人事委員会による給与の改定勧告に基づく改定とは異なるが、平成25年9月1日から平成26年3月31日の間、臨時特例的に職員給与の減額措置を実施した。	今後も、民間準拠を基本とする国の人事院勧告や県の人事委員会勧告を踏まえ、適正な給与制度を維持するため必要な改定を行っていく。	7-2-1
	44	時間外勤務の適正管理	人件費の抑制や能率的な業務執行の観点から、時間外勤務の適正管理に努めます。	人事課	人件費の抑制や職員の健康管理等の観点から時間外勤務の適正管理に努める。	同左	同左	時間外勤務の縮減対策として、 ①毎週水曜日のノー残業デーの設定と庁内放送での周知 ②毎月各所属長宛てに所属毎の時間外の実施状況の通知と併せ、適正な時間外勤務管理について周知 ③健康障害防止のための面接指導の実施などを行った。	これまでの業務に加え、東日本大震災に係る復興関連業務を中心として新たな業務が発生し、業務量が増加しているという実情があるものの、人件費の抑制や能率的な業務執行の観点、更には職員の健康管理の観点からも時間外勤務の適正管理に努めていく。	7-2-1

改革の方向	(3) 公共施設マネジメントの推進
公共施設について、現状を把握・分析し、今後の最適な配置や管理運営について検討するとともに、長寿命化計画策定などにより安全安心とライフサイクルコストの削減を図ります。	

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
①公共施設マネジメントの推進	45	公共施設白書の作成	歳出の削減と市民サービスの持続的な提供を図るため、各公共施設のストック・コスト・サービス等に係る情報を明らかにした公共施設白書を作成します。	企画調整課	○施設建物データベース情報を年次更新する。 ○データベース情報を精査し、情報を一元管理・共有するデータベースの使用について検討を進める。 ○第2次公共施設白書の作成について検討する。	○施設建物データベース情報を年次更新する。 ○データベース情報を精査し、情報を一元管理・共有するデータベースの使用について検討を進める。 ○第2次公共施設白書を作成する。	○施設建物データベース情報を年次更新	○施設建物データベース情報を年次更新 ○データベース情報を精査し、情報を一元管理・共有するデータベースの使用について検討を進めるとともに、次期公共施設白書の作成について検討する。	7-2-1-4	

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
①公共施設マネジメントの推進	46	公共施設のあり方の検討	公共施設白書をもとに、統廃合も含めた公共施設のあり方について全庁的・全市的な議論と検討を進めます。	企画調整課	<p>○公共施設の現状について、市民理解を深める。</p> <p>○市民の公共施設に対する利用状況、現状認識、今後の公共施設のあり方に対する意見について調査する。</p> <p>○今後の公共施設のあり方について、検討を進める。</p> <p>○施設の適正管理や総合マネジメントのため、施設マネジメントシステムの活用について検討する。</p>	<p>○公共施設の現状及び基本方針について市民へ周知、市民理解を深める。</p> <p>○今後の公共施設のあり方について検討を進め、市民から意見をいただき、「公共施設マネジメント基本方針」を策定する。</p> <p>○上記基本方針に基づく基本計画の立案や具体的取組について検討する。</p> <p>○施設マネジメントシステムの活用について検討する。</p> <p>○公共インフラを含めた総合管理のあり方について検討する。</p>	<p>○公共施設の現状及び基本方針について市民へ周知、市民理解を深める。</p> <p>○市民ワークショップ等により「公共施設マネジメント基本計画(案)」を検討するとともに、具体的な取組について検討(実施)する。</p> <p>○施設マネジメントシステムを活用し、施設の適正管理や総合マネジメントを進める。</p> <p>○公共インフラを含む総合管理計画の策定について検討する。</p>	<p>○市政だよりチラシ[かわら版]や用途別施設の現状の広連載広報、セミナー開催により公共施設の現状と全国的な課題を共有した。(平成26年度も継続)</p> <p>○公共施設に関する市民アンケートを実施した。</p> <p>○公共施設マネジメント検討委員会により公共施設のあり方を検討した。(平成26年度も継続)</p> <p>○施設マネジメントシステムの活用について検討した。</p>	<p>○継続して公共施設の現状及び基本方針について周知促進するとともに、市民理解を深める。</p> <p>○公共施設のあり方の検討を進め、継続して市民意見をいただき、「公共施設マネジメント基本方針」を策定する。</p> <p>○上記基本方針に基づく基本計画の立案や具体的な取組について検討する。</p> <p>○施設マネジメントシステムの活用について検討する。</p> <p>○公共インフラ含む総合管理のあり方について検討する。</p>	7-2-1-4
	47	公共施設の長寿命化	橋梁や下水管渠、市営住宅などの長寿命化計画の策定などにより、施設の安全や安定性を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ります。	農林課	<p>基幹農業用施設の長寿命化を図るため、深刻な機能低下に陥る前に施設の診断による適正な予防措置を行なう。施設管理者が毎年施設点検を実施し、結果を記録する。点検の結果、数年で機能維持が困難となる施設については、補修や更新などの予防保全を行なうため、各種事業等を導入し、施設の機能保全対策を実施する。</p> <p>また、ため池などは施設機能が低下することにより下流域への影響が大きいため防災に係る対策を行なう。</p>	<p>基幹農業用施設の長寿命化を図るため、深刻な機能低下に陥る前に施設の診断による適正な予防措置を行なう。施設管理者が毎年施設点検を実施し、結果を記録する。点検の結果、数年で機能維持が困難となる施設については、補修や更新などの予防保全を行なうため、各種事業等を導入し、施設の機能保全対策を実施する。</p> <p>また、ため池などは施設機能が低下することにより下流域への影響が大きいため防災に係る対策を行なう。</p>	<p>基幹農業用施設の長寿命化を図るため、深刻な機能低下に陥る前に施設の診断による適正な予防措置を行なう。施設管理者が毎年施設点検を実施し、結果を記録する。点検の結果、数年で機能維持が困難となる施設については、補修や更新などの予防保全を行なうため、各種事業等を導入し、施設の機能保全対策を実施する。</p> <p>また、ため池などは施設機能が低下することにより下流域への影響が大きいため防災に係る対策を行なう。</p>	<p>施設の供用をしながらの補修対策は、冬期施工の難しさから施工期間が十分に確保出来ない状況にあった。</p>	<p>国県の支援を受けながらの施工にあつては、年度の施工量や工法を十分に検証し、限られた施工期間で完了出来るように検討する。</p>	3-5-4-1
	建築課	<p>公営住宅等については居住のセーフティネットとしての重要な役割を担っており、策定した「会津若松市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、大規模改善や修繕及び、老朽化した城前団地の建て替えを進め、安全で安心して居住できる住環境を持った住宅の供給とともに、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p>	同左	同左	<p>「会津若松市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、居合団地第1棟40戸の改善及び、城前団地の建て替えに向け一部既存住宅の除却と実施設計を行い、経年により低下した安全性と居住性の向上を図った。</p>	<p>経年による建物の老朽化は避けられないことから、長寿命化計画で設定した団地の活用方針に基づき、大規模改善や建替事業を、計画的に継続して実施していく。</p>	5-4-1-1			
	道路維持課	<p>平成24年度に実施した橋梁の点検調査の結果から、「会津若松市橋梁長寿命化修繕計画」の策定のため、業務委託を実施していく。</p> <p>概ね6m以上の橋梁 N=191橋</p>	<p>「会津若松市橋梁長寿命化修繕計画」の策定を行う。</p> <p>なお、点検結果に基づく緊急に修繕が必要な橋梁の修繕工事を市単独費により実施していく。</p>	<p>「会津若松市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、修繕が必要な橋梁の修繕工事を実施していく。</p>	<p>橋梁長寿命化修繕計画策定のための業務委託を実施し、「会津若松市橋梁長寿命化修繕計画」の基本的な方針を決定した。</p>	<p>「会津若松市橋梁長寿命化修繕計画」を平成26年度に策定し、今後、計画に基づいた橋梁補修を国庫補助事業を活用し実施する。</p>	5-3-2-1			
	花と緑の課	<p>都市公園66箇所を対象とする「会津若松市公園施設長寿命化計画」を策定し、計画的な公園施設の補修、更新を進める。</p>	<p>「会津若松市公園施設長寿命化計画」の事業採択に向け国・県と協議を行っていく。</p> <p>また、公園利用者の安全・安心を確保するため公園施設の補修、更新を進める。</p>	<p>「会津若松市公園施設長寿命化計画」に基づき、社会資本整備総合交付金等を活用し計画的な公園施設の補修、更新を進める。</p>	<p>会津総合運動公園わんぱく広場複合遊具更新</p>	<p>都市公園施設の計画的な補修・更新により、利用者の安全・安心を確保するとともに、公園施設のライフサイクルコストの最小化を目指す。</p>	5-1-2-3			
	下水道課	<p>平成24年度に下水浄化工場の長寿命化計画の事業採択を受け、平成25年度から長寿命化計画に基づき施設の改築更新のための工事等に着手した。</p> <p>また、管渠の機能を保全するため平成25年度より管渠長寿命化計画の作成に向け、基本構想の作成を行った。</p>	<p>「会津若松市下水浄化工場の長寿命化計画」に基づき、施設等の改修を実施していく。</p> <p>また、管渠の機能を保全するため管渠長寿命化計画の事業採択に向け、国・県と協議を行っていく。</p>	<p>「会津若松市下水浄化工場の長寿命化計画」に基づき、施設等の改修を実施していく。</p> <p>また、管渠の機能を保全するため管渠長寿命化計画について国・県と協議を行い事業申請を行っていく。</p>	<p>下水浄化工場長寿命化について、散気板改築工事委託、汚泥脱水設備実施設計委託を行った。</p> <p>また、管渠長寿命化計画について、基本構想策定業務委託を行った。</p>	<p>下水道事業は昭和57年供用開始から32年が過ぎており、老朽化が進んでいるため施設の機能を維持するため、財源を確保し、計画的に更新していく必要がある。</p> <p>今後も下水浄化工場長寿命化については計画に基づき、施設等の改修を行っていく。</p> <p>また、管渠長寿命化計画について、事業採択に向けて計画の策定、申請を行っていく。</p>	5-4-2-4			

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
①公共施設マネジメントの推進	47	公共施設の長寿命化	橋梁や下水管渠、市営住宅などの長寿命化計画の策定などにより、施設の安全や安定性を確保するとともに、ライフサイクルコストの削減を図ります。	水道部施設課	安全な水の安定供給、有効率の向上、配水施設の耐震化を図るため、「会津若松市老朽管更新計画」に基づき、老朽管の布設替を進める。	同左	同左	「会津若松市老朽管更新計画」に基づき、本市水道事業の創設当時（昭和4年）に布設された老朽化した配水管路等713.4mを耐震性を有する配水管に更新し、安全な水道水の安定供給を図った。	国の補助金を受けながらの事業であるため、今までと同様に補助金の確保を強く要望し、老朽管の計画的な更新を図る。	5-4-2-1

改革の方向 (4) 効率的で効果的な行政運営

行政評価システムによる施策の成果の検証、事務事業の整理統合などの見直しを行うとともに、ICTを活用した事務の効率化を図ります。

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
①事務事業の選択と集中	48	行政評価システムの充実	行政評価システムを通じて、長期総合計画の進捗状況の管理や事務事業の検証などを行い、行政運営の質の向上を図ります。また、外部評価制度により、専門家や市民の意見を評価に反映していきます。さらに、評価手法やスケジュールなど行政評価の実施内容について、精査を加えながら制度の充実を図ります。	企画調整課	<ul style="list-style-type: none"> ○行政評価の実施【継続】 ○企画副参事会議での横申検討【継続】 ○新規事務事業に係るヒアリングの実施【新規】 ○外部評価委員の任免【継続】 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政評価の実施【継続】 ○企画副参事会議における行政課題の検討【新規】 ○新規事務事業に係るヒアリングの実施【継続】 ○外部評価制度運用見直し【新規】 ○次期総合計画策定に向けた現長期総合計画の進捗状況の検証等【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政評価の実施【継続】 ○企画副参事会議における行政課題の検討【継続】 ○新規事務事業に係るヒアリングの実施【継続】 ○外部評価委員の任免【新規】 ○次期総合計画策定に向けた現長期総合計画の進捗状況の検証等【継続】 	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少社会の到来は、我が国の国家的な課題として議論されており、本市においても地域経済、社会保障、行財政運営などに広く深刻な影響を与えることが懸念される。 ○現行の第6次長期総合計画の計画期間が平成28年度をもって満了することから、平成29年度を始期とする次期総合計画の策定に向けて、計画の進捗状況の検証、総括が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○本格的な人口減少、少子高齢化社会の到来を迎える中で本市の地域社会、市民サービスを持続可能なものとしていくため、行政評価の取組を基軸としたPDCAサイクルの徹底を図っていく ○次期総合計画の策定に向けて、行政評価の取組のなかで現行計画の進捗状況の検証、総括に努めていく。 	7-1-1-1
②ICTの活用による事務改善	49	GIS（地図情報システム）の活用促進	庁内における情報化の推進や行政サービスの向上に向けて、GISの全庁的な活用を推進し、事務の効率化はもとより、災害発生時の対応など市民サービスの向上につなげます。	情報政策課	CIOチームのもとに、統合GISの全庁的な利活用を推進する検討チームを設置し、庁内でのGIS活用を促進する。	統合GIS活用検討チームでの検討を継続し、庁内でのGIS活用を推進する。	同左	<ul style="list-style-type: none"> ○CIOチームのもとに、統合GIS活用検討チームを設置し、月1回の検討会を実施した。 ○平成26年1月30日に庁内及び大熊町の職員を対象にGISの活用に関するセミナーを実施した。 ○平成26年3月13日には庁内向けに操作研修を実施し、12名が受講した。 	今後も検討会を継続し、新たな利活用を研究する。	4-4-1-1
	50	自治体クラウドの推進	庁舎内に分散設置されている業務システムを段階的にデータセンターに集約し、災害時における情報保護対策の強化と「全体最適化」の視点によるシステム統合化及び標準化を図ります。	情報政策課	各業務システム移行のタイミングで、庁内クラウド環境への移行を促進する。	同左	同左	11システム15サーバを庁内クラウドに移行し、稼働を行った。	今後もシステム更新のタイミングで、庁内クラウドへの移行を推進する。	4-4-1-1

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
②ICTの活用による事務改善	51	文書管理、電子決裁システムの適用拡充	文書管理システムや財務会計システムなどの電子決裁機能の適用を拡大し、庁内業務の効率化を図ります。	情報政策課	文書管理システム及び財務会計システムでは、電子決裁の機能が使用できるため、パソコンが配備されている所属において、業務担当課である人事課や総務課と会計課に電子決裁の利用を促すとともに、運用上の課題解決について支援する。	同左	同左	総務課においては、職員研修や総務課ホームページなどで電子決裁の操作方法について周知した。 情報政策課においては、運用上の課題解決について支援した。 文書起案電子決裁率の推移 H21：19.1% H22：15.3% H23：13.6% H24：12.6% 庶務事務電子決裁率：86.1%	各課の利用状況を踏まえ、電子決裁の適用範囲について検証する。 また、利用課に対しては、より効果的な運用支援を行う。	4-4-1-1
③行政組織の見直しによる効率化の推進	52	組織機構の点検・見直し	新たな行政課題や多様化、複雑化する行政ニーズに対応し、効率的・効果的な業務遂行が可能となるよう点検を行い、必要に応じて組織機構の見直しに取り組みます。	人事課	社会情勢の変化や市民ニーズに対応した、市民本位の行政運営の実現に向け、常に現行体制を点検しながら、課題となっている個々の施策の性質や目的、今後の方向性などを十分見極め、市民サービスの向上に効率的かつ効果的に対応できる組織体制及びその運営のあり方について検討していく。	同左	同左	○危機管理課の設置、八重の桜プロジェクト対策室の廃止 ○人口減少社会の到来により、自治体の組織機構のあり方も「拡大から縮小へ」の転換を図ることが求められている。 また、市民との協働により、さまざまな地域課題に対応していくための多様な対応が可能となる柔軟な行政運営が求められている。	○本市の目指す「政策の推進にとって最適となる組織」 ○限られた行政資源の中で、より小さなコストで効果的な執行体が実現できる簡素で効率的な組織 ○部局横断的な行政課題に対応しうる組織横断的な取り組みが有効に機能する組織 上記、組織体制とするため、継続的に検証を行い、必要に応じて組織体制の見直しを行う。 また、来庁者に分かりやすく利用しやすい庁舎レイアウトへの見直しについても検討していく。	7-2-1-1
④効率的・効果的な事務処理の見直し	53	電子入札の導入	入札のより一層の公正性・透明性を確保するため、工事、測量及び設計業務において電子入札を導入し、状況を見極めながら段階的に印刷やその他の工事関係委託等への拡大を図ります。	契約検査課	工事、測量及び設計業務委託の制限付一般競争入札の11月開札分から電子入札を導入し、より一層の公正性・透明性を確保しながら、効率的な入札事務を執行する。	電子入札の活用により、入札における公正性・透明性の一層の向上を図っていく。また、電子入札対象案件の拡大の可能性について検討し、課題等の見極めを行っていくとともに、電子入札の定着を図っていく。	同左	電子入札の活用により、発注者側の事務の軽減、正確性の向上、入札参加者の入札に係るコストや労力の削減の面で効果が出ていると認識している。また、システムによる入札であることから、さらなる公正性、透明性の確保と合わせて正確性の向上が図られている。	今後も引き続き、電子入札を活用し、適正かつ適切な事務の遂行及び公正な入札制度の徹底を図り、市民に信頼される公共事業の発注を実施していくとともに、電子入札の定着を図っていく。	7-2-1-4
	54	公共工事のコスト縮減	工事の品質を確保しつつ、計画の策定、設計の実施及び工事の施工にあたり経済性や効率性に配慮することにより、公共工事のコスト縮減を図ります。	契約検査課	工事の品質確保に配慮し、経済的かつ効率的な設計の実施及び工事の施工により、公共工事のコスト縮減に取り組んでいく。	工事の品質確保に配慮し、経済的かつ効率的な設計の実施及び工事の施工によるコスト縮減に加え、長期的なコストの低減を視野に入れ、これまでの金額によるコスト縮減を改め、職員のコスト縮減の意識の向上を図ること等を目的とした新たなコスト縮減に取り組んでいく。	同左	平成25年度の市発注の契約額50万円以上の対象工事239件のうち、187工事で設計によるコスト縮減（3.65%）を図るとともに、平成16年度からの制限付一般競争入札によるコスト縮減（5.68%）を図り、計画値を若干下回ったもの計9.33%のコスト縮減を図った。	工事の品質確保に配慮し、経済的かつ効率的な設計の実施及び工事の施工によるコスト縮減に加え、長期的なコストの低減等も視野に入れた新たなコスト縮減に取り組んでいく。	7-2-1-4
④効率的・効果的な事務処理の見直し	55	業務の見える化による業務改善、効率化	業務プロセスの分析などを行い、仕事の見える化を図り、仕事のやり方の改善や事務事業の効率化を図ります。また、可能な限り業務のマニュアル化を進め、円滑な事務引継ぎや所属内での業務の共有化を図ります。 【例】 富士通フィールド・イノベーションの活用 (健康増進課・市民課)	人事課	「フィールドイノベーション」の手法により、業務の「見える化」を行いながら、業務の見直しを行った健康福祉部の事例などを参考としながら、庁内における共有化についての研究を行う。	同左	同左	健康増進課による「フィールドイノベーション」の成果発表を実施し、庁内における共有化を図った。	引き続き、庁内において「フィールドイノベーション」の手法等による業務の「見える化」を行いながら、業務の見直しを行う導入所属の拡大を図っていく。	7-2-1
	56	外郭団体の運営効率化等への支援	会津若松観光物産協会と会津若松市観光公社の統合や日本赤十字社各支部に関する事務の統合など、運営効率化等への支援に努めます。	地域福祉課 観光課	会津若松市社会福祉協議会『経営改善3ヶ年計画』の策定 【計画期間】 平成26年度から28年度の予定	赤十字女子奉仕団・有功会を含め、日赤会津若松市地区に係る事務・事業の執行体制及び市社会福祉協議会の経営改善計画を踏まえつつ、北会津・河東支部のあり方等について検討していく。	同左	会津若松市地区と北会津及び河東支部(社会福祉協議会事務局)の統合に向けた具体的な検討は進んでいない。	市地区に係る事務事業の執行体制、社会福祉協議会との連携を踏まえた北会津及び河東支部のあり方、さらには関係団体のあり方について検討する。	1-3-1-2
					会津若松観光物産協会と会津若松市観光公社の統合に向けた作業を行う。	平成26年4月1日 統合	—	会津若松観光物産協会と会津若松市観光公社の統合に向けた作業を行った。	統合により会津若松観光ビューローが設立されたことから、事業としては完了とする。	3-1-1-1

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
④効率的・効果的な事務処理の見直し	57	アドバイザーの活用	行政ニーズの高度化・複雑化に対応し、効果的な施策の展開を図るため、必要に応じて有識者などのアドバイザーを活用します。	人事課	アドバイザーの積極的な活用状況を把握するとともに、積極的な活用について呼びかけていく。	同左	同左	他市の状況などについて研究を行った。	庁内でのアドバイザーの活用状況の把握と積極的な活用を呼びかけていく。	7-2-1
				企画調整課	○「スマートシティ推進アドバイザー」として、「スマートシティ会津若松」の実現に向けた提言・方針の取りまとめをしていただく。 ○「公共施設マネジメントアドバイザー」として、今後の公共施設のあり方検討及び（仮称）公共施設マネジメント基本方針の検討等に対し助言等をいただく。	○「スマートシティ会津若松」の実現に向け有効な取組や必要となる施策などについての助言及び指導等を頂く。 ○「公共施設マネジメントアドバイザー」として、今後の公共施設のあり方検討及び（仮称）公共施設マネジメント基本方針の策定等に対し助言等をいただく。	○「スマートシティ会津若松」の実現に向け有効な取組や必要となる施策などについての助言及び指導等を頂く。 ○「公共施設マネジメントアドバイザー」として、（仮称）公共施設マネジメント基本計画の検討等に対し助言等をいただく。	○「スマートシティ推進アドバイザー」として、各種検討会や会議、タウンミーティングに出席し、説明や助言をいただいたほか、「スマートシティ会津若松」の実現に向けた方向性について、骨子案の取りまとめいただいた。 ○「公共施設マネジメントアドバイザー」として、今後の公共施設のあり方検討等に対し助言等をいただくとともに、全国における公共施設の老朽化等の現状と課題、具体的な取組等について教示いただいた。	○平成25年度に取りまとめた「スマートシティ会津若松」の実現に向けた方向性の骨子案について、引き続き精査を行うとともに、具体的な事業実施に対し、助言等をいただく。 ○「公共施設マネジメントアドバイザー」として、今後の公共施設のあり方検討及び公共施設マネジメント基本方針の策定等に対し助言等をいただく。	7-2-1-4
				情報政策課	○「情報化推進アドバイザー」 本市の情報化を推進するにあたって、専門的な観点からの意見をいただき、各施策に反映させる。 また、第5次地域情報化基本計画の進捗状況について評価をいただき、今後の計画実施等の助言を求める。	同左	同左	専門的な観点からの意見をもらうことにより、本市の情報化をより効果的・効率的に推進することができた。	日々進展する高度情報化社会にあつて、会津若松市の情報化推進に当たっては、職員の視点だけでなく、専門的見地からの意見を取り入れていく必要があることから、今後も重要な取り組みとして継続していく。	4-4-1-1
⑤危機管理体制の強化	58	業務継続計画の検討	非常時における業務継続体制を定めた計画の策定について検討します。	危機管理課	災害発生時に持続可能な社会を目指すためには、災害直後から速やかに業務の回復を図る必要がある。東日本大震災の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しとの連動性があることから、非常時における業務継続体制を定めた計画の策定について検討する。	地域防災計画の見直しの中で、本市の業務継続計画に関する規定を記載し、今後策定する準備を進める。	業務継続計画の基本方針を作成し、各課の事務事業の検証を行い、計画の策定を進めていく。	地域防災計画の見直しのための各種調査及び庁内関係者ヒアリングを実施。業務継続計画策定に向けた具体的検討まで進んでいない。 市も事業者の責務として、また、災害時対応の実効性を高めるため、業務計画の早期策定を行う必要がある。	平成26年度には地域防災計画の見直しを完了し、その防災計画の中で、業務継続計画についての基本的な考え方や骨格を示す。それを踏まえ、業務継続計画の策定を進めていく。	4-3-1-1
				健康増進課	平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、政府及び県の行動計画が作成されたことから、同法に基づき、これらの行動計画を踏まえながら、市の行動計画の作成に向け検討する。	特別措置法第8条に基づき、政府及び県行動計画との整合性を確保しつつ、適切な役割分担のもと、市の対策の基本的な方針や市が実施する措置等を示す「市新型インフルエンザ等行動計画」を作成し、併せて非常時における業務継続体制を確保するための業務継続計画を作成する。	業務継続計画の進行管理	市行動計画の内部検討を実施した。	平成26年度に市の行動計画を作成し、併せて非常時における危機管理体制を確保するための業務継続計画を作成する。	1-4-2

改革の基本的視点	3 市民サービスの向上と職員のスキルアップ・組織風土改革
市民の視点に立って、市民サービス全般について利便性の向上を図るとともに、職員のスキルアップと組織風土の改革に取り組んでいきます。また、職員研修の実施などにより、職員の防災意識や危機管理意識の啓発などを図っていきます。	

改革の方向	(1) 市民サービスの向上
窓口サービスについてICTを活用するなど様々な観点からの改善と質的向上を図るとともに、各種料金の多様な納入方法の検討など市民の利便性の向上を図ります。	

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
①窓口サービスの改善	59	窓口サービスの改善	市民の利便性向上の観点から、フロアマネージャーやICTの活用による高齢者などに、より親切的な窓口受付業務を検討や、ワンストップ窓口の検討など、窓口サービスの改善に努めます。	市民課	市民課窓口でフロアマネージャーが常駐しながら、各種証明受付発行窓口業務において、タッチパネル端末とタブレット端末を有効活用したサービスを展開し、体感的に住民の方がサービス向上を実感出来る窓口サービスを構築する。	タブレット端末を活用する対象者範囲の拡大について、検討を行う。高齢者などの方以外へのサービス展開を検討する。	業務でのタブレット端末を活用する範囲の拡大の検討を行う。(例 住民異動届出など)	平成26年3月31日から事業開始し、高齢者などの方の申請書記入の負担軽減になっているほか、住民基本台帳カード所有者(コンビニ交付登録者)の窓口滞在時間の短縮が図られている。	現在は、高齢者などの方の申請書の記入が困難な方への対応としているが、将来的には来庁者全員に対応できるよう検討していく。	7-2-1-4
	60	コンビニ交付の拡大	現在の住民票や印鑑証明書の発行に加えて、戸籍関係の証明書の発行など対象を拡大します。	市民課	住民基本台帳カードを利用した証明書の自動交付(コンビニ交付)を行い、市民の利便性の向上、窓口混雑の緩和等を図る。平成26年2月10日から、戸籍証明の交付サービスを新たに開始する。	窓口でのコンビニ交付のPRを積極的に行う。市民課窓口・支所・センター窓口設置のタッチパネル端末機による、コンビニ交付のPRや、デジタルサイネージでの広告を平成25年度に引き続き行う。個人番号カードの普及手段について情報収集し、検討を行う。	窓口でのコンビニ交付のPRを積極的に行う。市民課窓口・支所・センター窓口設置のタッチパネル端末機による、コンビニ交付のPRや、デジタルサイネージでの広告を引き続き行う。また、住基カードから個人番号カードでのコンビニ交付サービスになるため、交付方法など、カード普及方法についての検証を行う。	平成26年2月10日から戸籍謄抄本、戸籍附票の交付を開始した。 ・住民基本台帳カードの発行(有効)枚数は、平成26年3月31日現在で13,059枚である。 ・なお、取得率は10.55%(13,059枚/123,823人)である。 ・自動交付率は、平成24年度6.18%、平成25年度7.23%であり、増加している。	・市政だよりなどを通じて、自動交付サービス事業の周知を図り、自動交付率の向上に努める。 ・番号制度関連法施行による住民基本台帳カードから個人番号カードへの切り替えに対応できるよう準備する。	7-2-1-4
②質的向上を図るための取組	61	ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザイン推進プラン(平成24年度改訂版)に基づき、すべての人が必要な情報を容易に入手し利用できるような、分かりやすく提供するとともに、すべての人が迅速・的確に情報を享受できるように努めます。また、行政サービスでは、手続きの簡素化、親切的な対応など、利用者本位のサービスが提供できるよう、事務の改善とサービスの向上に努めます。	企画調整課 協働・男女 参画室	ユニバーサルデザイン推進プラン(平成24年度改訂版)に基づき、全庁的に分かりやすい情報の提供や行政サービスの向上に取り組んでいく。 【主管課事業】 ○職員研修会の開催 ○市民・職員対象講演会等の開催	ユニバーサルデザイン推進プラン(平成24年度改訂版)に基づき、全庁的に分かりやすい情報の提供や行政サービスの向上に取り組んでいく。 【主管課事業】 ○職員研修会の開催 ○市民・職員対象講演会等の開催 ○分かりやすい印刷物の作り方マニュアルの作成	ユニバーサルデザイン推進プラン(平成24年度改訂版)に基づき、全庁的に分かりやすい情報の提供や行政サービスの向上に取り組んでいく。 【主管課事業】 ○職員研修会の開催 ○市民・職員対象講演会等の開催 ○公共施設におけるユニバーサルデザイン情報の提供	○会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン(平成24年度改訂版)に基づき、全庁的に取り組んでいるところであり、各種計画等にもユニバーサルデザインの視点が盛り込まれるなど庁内でも徐々に重要性、必要性が浸透している。 ○誰にとっても安心して快適な環境をつくるためには、利用者の意見を聴取し改善を図りながら継続的によりよいものにしていくことが重要であることから、今後も利用者の立場に立った市民サービスの向上に取り組んでいく必要がある。	○会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン(平成24年度改訂版)に基づき、全庁的にハード・ソフト両面から取り組んでいく。 ○引き続き、研修会や講演会等を行いながら、職員の意識啓発を図るとともに、取組む上で参考となる情報の提供等を行っていく。	6-1-1-1
	62	苦情、意見等の共有化	市長への手紙とその回答内容について、庁内で共有化を図り、サービス向上に努めます。	秘書広聴課	年2回、市政だより「市長への手紙」の葉書を刷り込み、その回答内容について所管課と連携して、市への苦情・要望の共有化を図る。	同左	同左	市長への手紙で寄せられる要望等について、内容の検証をしながら要望に対する実現にむけ、各課と情報の共有化を図ってきた。	多様化する市民ニーズに応えるため、それを的確に把握しながら、これまでの取組を基本としながらも、市民との市政情報の共有化を図っていく。	7-1-1-2
③市民の利便性を高めていくための取組	63	新しい収納方式の研究	市民の利便性向上や税金や各種料金の支払いについて、新たに、クレジットカード決済やコンビニエンス・ストアでの支払い、さらにはATMや携帯電話、パソコンによるインターネットバンキング等での支払いなど、多様な納入方法について検討します。	納税課	市民の利便性を高めるため、多様化する市民のライフスタイルに対応した納付環境の整備を促進し関係各課と協議を開始する。	多様化する市民の生活様式の中で、コンビニエンスストアやゆうちょ銀行で納付できる納税環境の整備が求められていることから、導入に向けたシステム整備を進める。	同左	関係各課と協議を開始。	多様化する市民の生活様式の中で、コンビニエンスストアやゆうちょ銀行で納付できる納税環境の整備が求められていることから、導入に向けたシステム整備を進める。	7-2-1-3

改革の方向	(2) 職員のスキルアップと組織風土改革
人材育成基本方針に基づく職員の能力向上と時代の求める人材育成を図るとともに、実績と能力に基づく新たな人事制度の構築や女性職員の管理監督者への登用を促進します。	

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.
					平成25年度	平成26年度	平成27年度			
①人材育成の推進	64	人材育成基本方針の推進	人材育成基本方針において「市民とともに考え、未来を描き、実現する 元気な職員」の育成に向けて、人材育成推進プランを着実に推進し、職員の資質向上を図ります。また、災害時の対応などの震災を教訓にした研修も行います。	人事課	会津若松市人材育成基本方針及び同推進プランに基づき、職員研修（庁内外研修、自己啓発支援、派遣研修等）を効果的に実施し、職員の能力開発と意識改革を推進することにより、市民ニーズや時代の要請に的確に応えることのできる人材を育成する。	同左	同左	会津若松市人材育成基本方針及び同推進プランに基づき、年間の職員研修計画を策定し、階層別研修を中心に、各種職員研修を着実に実施した。	今後においても、市民協働に意を用いながら、会津若松市人材育成基本方針及び同推進プランに基づき、各種職員研修を着実に、継続的に実施し、市民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応することができる人材を育成する。	7-2-1-1
②能力と成果を重視した人事・給与制度の確立	65	適材適所の人事配置の実施	育成的観点から、職員の能力・適性を活かしつつ、職員の意向に配慮した適材適所の人事配置を行います。	人事課	採用から概ね10年間程度までを「職務能力等要請機関」、その後の10年間程度までを「職務能力等発揮期間」とし、それぞれの期間に応じた経歴管理（ジョブ・ローテーション）を推進する。 また、行政ニーズの高度化・複雑化に対応した専門的能力を有する職員の育成を図るため、能力や適性、さらには本人の意向を踏まえ、特定の行政分野や職務分野に精通した職員の育成を推進していく。さらに、引き続き、自己申告制度の充実や他団体等への長期派遣者の選考にあたっての庁内公募を推進していく。	同左	同左	職員からの自己申告書の提出を求めるとともに、長期派遣者の選考にあたり、一般公募を実施しながら、適材適所の人事配置に努めた。	引き続き、能力や適性、さらには本人の意向も踏まえた適材適所の人事配置を行っていく。	7-2-1-1
	66	人事評価制度の充実	人材育成を目的として、能力と実績について評価を行う人事評価制度を構築し、適切に運用します。	人事課	他市の事例を参考にしながら、制度案を検討する。	職員の発揮した能力と挙げた業績を評価する、試行版の人事評価制度を策定する。	○年度前半 試行版の人事評価制度の部分的試行 ○年度後半 試行版の人事評価制度の全庁試行	他市の人事評価制度の研究を行った。	地方公務員法の改正（平成26年5月公布）によって、職員の発揮した能力と挙げた業績を評価する人事評価制度の導入が義務付けられたことから、本制度の導入に向けて、職員への周知や評価者への研修などの取り組みを着実に実施していく必要がある。	7-2-1-1
	67	目標管理型の組織運営	各職場において基本理念・目標を掲げ、その達成に向けて一丸となって取り組むことにより、職員の仕事への参画意識と意欲の向上、職場の活性化を図ります。	人事課	他市の事例を参考にしながら、制度案を検討する。 (人事評価制度と併せて検討する)	職員の発揮した能力と挙げた業績を評価する、試行版の人事評価制度を策定する。	○年度前半 試行版の人事評価制度を部分的試行 ○年度後半 試行版の人事評価制度の全庁試行	他市の目標管理制度の研究を行った。	地方公務員法の改正（平成26年5月公布）によって、職員の発揮した能力と挙げた業績（目標管理）を評価する人事評価制度の導入が義務付けられたことから、本制度の導入に向けて、職員への周知や評価者への研修などの取り組みを着実に実施していく必要がある。	7-2-1-1
	68	女性職員のエンパワメント及び女性職員の登用の促進	女性職員のエンパワメントの趣旨を織り込んだ研修会を開催し、職務遂行能力と意欲の向上を図ります。また、管理監督者への女性登用を促進するとともに、女性職員の職域や経験職種のさらなる拡大を図ります。	企画調整課 協働・男女 参画室	職員を対象にした男女共同参画に関する研修を実施し、女性職員のエンパワメント等のための意識づくりを行っていく。	職員を対象にした男女共同参画に関する研修を実施し、固定的な役割分担意識の解消や男女の区別なく能力や資質を発揮できるよう意識づくりを全庁的に行うことで、各種施策への男女共同参画視点の反映を図っていく。 また、職員の職務への意欲向上を図っていくために、キャリア形成を目的としたアンケート調査を実施する。	同左	○第3次市男女共同参画推進プラン改訂版に基づき、全庁的に取り組んでいるところであり、各所属1人ずつ男女共同参画推進員を設置して研修を行い、各種施策において男女共同参画の視点を取り入れるよう努めている。 ○性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するために、啓発や管理監督者への女性登用促進についてまずは庁内で率先して取り組むことで、市民サービスの向上にもつなげていく。	○平成26年度からは第4次市男女共同参画推進プランに基づき、全庁的に男女共同参画の意識啓発や各種施策への反映を図っていく。 ○引き続き研修会や講演会等を実施し、男女共同参画意識づくりを推進していく	6-2-1-1

具体的項目	No.	取組項目	取組項目概要 ※行革プランより	所管課	事業計画			平成25年度の取組状況・検証	取組状況・検証を踏まえた 今後の方向性	長計の施策No.	
					平成25年度	平成26年度	平成27年度				
②能力と成果を重視した人事・給与 制度の確立	68	女性職員のエンパ ワーメント及び女 性職員の登用の促 進	女性職員のエンパ ワーメントの趣旨を織り込んだ研修会を開 催し、職務遂行能力と意欲の向上を図 ります。また、管理監督者への女性登用 を促進するとともに、女性職員の職域 や経験職種のさらなる拡大を図ります。	人事課	女性登用を促進するため、固 定的な性別役割分担意識の改善 や男女の区別なく能力や資質、 意欲に基づく適材適所の配置管 理の実施、ワーク・ライフ・バ ランスの推進、さらには、若手 職員を対象とした男女共同参画 やキャリアデザイン研修等を行 って行く。	同左	同左	新規採用職員を対象に、男女共同参画 やワークライフバランスに関する職員研 修を実施した。 また、男女の区別なく適材適所の人事 配置を行うとともに、女性登用の促進を 図った。	左記の研修を継続して実施するとともに、 今後は若手職員を対象に、自身の強み・弱 みを踏まえ今後のキャリアを考えていく キャリアデザイン研修を実施していく。こ れらにより、男女ともに職務遂行能力と 意欲の向上を図る。 また、引き続き職域拡大による職務経 験の蓄積を図る。	7-2-1-1	
	③能力を引き出す 環境づくり	69	学習的職場風土づ くりの推進	職場研修や職場ミーティング などを活用し、職場内のコミュニ ケーションの活発化を図ると ともに、自主研修支援制度の充 実を図り、職員同士が互いに啓 発し合い、高めあうような職場 風土を醸成します。	人事課	会津若松市人材育成基本方針及 び同推進プランに基づき、職場 研修（OJT）の推進や職場ミー ティングの定着を図るとともに、 職員の自己啓発の推進を図る。	同左	同左	会津若松市人材育成基本方針及び同推 進プランに基づき、職場研修の推進や職 員の自己啓発を推進した。	左記の取り組みを継続して推進していくと ともに、今後は職場内での人材育成機能 をさらに強化するための仕組みを検討して いく。	7-2-1-1
		70	ワーク・ライフ・ バランスの推進	職員が高い意欲を持ち心身と もに充実した状態で働くことで 、仕事の成果を十分に発揮して いけるような職場環境づくりに 取り組みます。	人事課	すべての職員が高い意欲をも って仕事に取り組むことができ る環境づくりに取り組むため、 働き方に対する意識改革の推進 、長時間労働の縮減並びに子育 て支援を実施する。	同左	同左	若手職員を対象に、ワークライフバラ ンスに関する研修やその実現のための具 体的な手法としてのタイムマネジメント 研修を実施した。	今後とも左記の研修を継続して実施し、職 員の意識啓発を図る必要がある。	7-2-1-1
71	執務環境の改善	職員が働きやすい環境を創出 し、業務の効率化や市民サービ スの向上を図ります。	人事課	現状の限られた執務スペース を有効に活用していくため、市 民の方の利用に最大限配慮する とともに、来庁者の頻度や各所 属間の連携、さらには業務の効 率性などの観点から総合的に検 討していく。	同左	同左	行政機構見直し等に伴い、効率・効果 的な業務推進を図るため、庁舎レイア ウトの変更を行った。	引き続き、限られた執務スペースを有効に 活用しながら、業務の効率化や市民サー ビスの向上を図っていく。	7-2-1-1		
④改善改革運動の 推進	72	職員提案制度の推 進	職員の意欲向上を図るため、 職員から業務に係る改善に関す る実績の報告、改善に関する意 見、新たに取り組むべき施策や 事業の提案を広く求め、その内 容が優れていると認められるも のを表彰します。	人事課	提案強化月間の設定や表彰提 案の公表、波及効果の拡大など を講じながら、広く職員から市 民サービスの向上や業務改善に 資する等の提案を募り、優れた 表彰提案を増やしていく。	同左	同左	職員提案制度による表彰などを実施し 、職員の資質を高め、市民サービスに貢 献できる人材の維持に取り組んでいる。 平成25年度においては、2件の優秀賞を 表彰した。 なお、提案件数が減少に傾向ある。	募集強化月間を設けるなど、提案の奨励に 努め、引き続き職員からの業務に対する 創意工夫やアイデアを広く募集していく。	7-2-1-1	

【参 考】

第3次会津若松市行政システム改革プラン体系図



